

# 本教材の利用について

- 本教材は、平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究「デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究」（請負先：国立大学法人大阪大学 知的財産センター）に基づき作成したものです。
- 本教材の著作権は、第三者に権利があることを表示している内容を除き、特許庁に帰属しています。また、本教材は、第三者に権利があることを表示している内容を除き、クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。



- 本教材は、できる限り正確な情報の提供を期して作成したのですが、不正確な情報や古い情報を含んでいる可能性があります。本教材を利用したことにより損害・損失等を被る事態が生じたとしても、特許庁、国立大学法人大阪大学 知的財産センター及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

[本教材の利用に関するお問い合わせ先]  
特許庁 審査第一部 意匠課 企画調査班  
TEL : 03-3581-1101 (内線2907)

## パート13

# クライアントと契約する

「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」

- 13-01 契約において留意すべきこと
- 13-02 コンペにおいて留意すべきこと
- 13-03 海外のクライアントとの契約において  
留意すべきこと
- 13-04 下請法とは

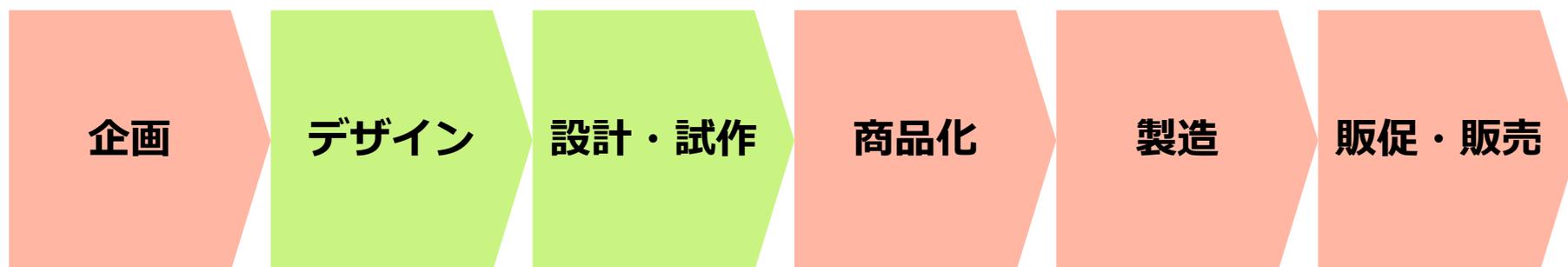
- コンペに応募し、見事受賞したデザイナーが、受賞後に応募要項を確認すると、「応募作品の所有権および著作権は当社に帰属します。」との記載があることに気がついた。
- あるコンペへの応募作品が、賞を受賞した。この作品に目をつけた海外のクライアントから商品化に関する仕事の話が来たが、英文の契約書が送付されてきて慌てることになった。

# 13-01

## 契約において留意すべきこと

## 13-01 契約において留意すべきこと

- 一例として、下図のプロセスで商品開発がなされたとする。
- 自社ですべての工程を行う場合もあるが、一定のアイデアやコンセプトだけを決定して、実際のデザイン・設計は外注することもある。外部のデザイナーは、このような場面で企業と契約を取り交わすことになる。
- また、デザイナーが外注する場面でも、外注先と契約を取り交わすことになる。



## 13-01 契約において留意すべきこと

- 契約とは、法律によって破ることができない（破ると制裁を受ける）ようになっている約束のこと。
- いつ、誰と、どこで、どのような内容、どのような方式で契約するかは、一部法律による制限はあるものの、原則自由である。
- 契約は、当事者間で、「あなたと〇〇したい」という申込みと、「わかりました。一緒に〇〇しましょう」という承諾が一致した場合に成立し、一部例外を除き書面は必須ではない。
- しかし、トラブルを未然に防ぐために、契約書を交わすことが望ましい。契約書を作成する余裕がない場合であっても、当事者の合意をメール等に残しておくことがトラブル防止に役立つ。

## 13-01 契約において留意すべきこと

- 未然にトラブルを防ぐ目的で、契約書では以下の①～⑤などについて特に注意して明確化する。
  - ① 委託する業務の内容（業務範囲、成果物など）
  - ② 対価・報酬（金額、支払方法、支払日など）
  - ③ 経費（試作費、出張費等の取扱いなど）
  - ④ 知的財産権の取扱い
  - ⑤ 保証、免責（途中で中止した場合の取扱いなど）
- ※ ただし、現実には契約書が交わされないことも多い点に注意。

## 著作権に関して

- 前提として、著作権は特別な合意がない限り、著作者であるデザイナー（映像に関しては、プロデューサーや監督など「全体的形成に創作的に寄与した者」）に帰属。
- 契約の内容が、①著作権譲渡なのか、②著作権留保＋利用許諾なのかに注意する。

### ① 著作権譲渡の場合

- 著作権譲渡がなされると、たとえ著作者であってもその著作物を自由に使用できなくなるため、譲渡するかどうか慎重に検討する必要がある。
- 譲渡対象の範囲にも注意する。
- 著作権法第27条（翻案・翻訳権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利は、書面等において特掲されていない限り、譲渡者に留保されたものと推定される。

### ② 著作権留保＋利用許諾の場合

- どの範囲で利用許諾するのか（ウェブなのか、ポスターなのか、販促物全般なのか等）を明確に合意しておくことが大切である。

### 著作者人格権に関して

- 著作者人格権の「不行使特約」の形で契約書に記載されている場合がほとんど。
- 著作者人格権の不行使特約を受け入れなければならない場合でも、実績開示や改変の際に事前に承諾を得ること等を契約で相手方に義務づけることは可能である。
- 公表権については、どの範囲のデザインが公表されるか、いつ公表されるかといった事項に注意する（ただし、著作権譲渡に伴う公表の同意が推定される）。
- 氏名表示権については、デザイナーの氏名を表示してもらえるかどうかが大きな問題となる。
- 同一性保持権については、デザインの修正、変更、加工等の可否や範囲が規定されることがある。

13-02

コンペにおいて留意すべきこと

## 著作権に関する規定

- 著作権に関する規定には、以下のようなバリエーションがある。

### ① 著作権譲渡の場合

対象

受賞作品

or

全作品

対価

賞金等

or

なし

### ② 著作権留保 + 利用許諾の場合

目的・範囲

展示

or

印刷物

or

商品化

等

対価

賞金等

or

ロイヤリティ

or

なし

等

利用制限

独占

or

非独占

期間

一定期間

or

制限なし

### 著作者人格権に関する規定

- 応募要領に、著作者人格権の「不行使特約」の形で規定されている場合が多い。
- 公表権：デザインの公表範囲・時期等に関する規定
- 氏名表示権：デザイナーの氏名表示に関する規定
- 同一性保持権：デザインの修正、変更、加工等の使用に関する規定。

### その他の規定

- その他の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）についての取扱いに関する規定
- 応募作品の無断使用・出願の禁止に関する規定
- 秘密保持義務（受賞まで作品を公開しない等）に関する規定

13-03

海外のクライアントとの契約において  
留意すべきこと



## I3-03 海外のクライアントとの契約において留意すべきこと

- 海外のクライアントとの契約においては、宗教、風俗、習慣、言語、文化、社会、法律制度等の違いから、国内のクライアントとの契約以上に誤解や紛争が生じやすい。
- 契約書は、契約の成立や内容の証拠として重要な証拠となる。国内の場合と同様の視点に加えて、
  - ① 支払方法
  - ② 準拠法（どの国の法律が適用されるか）
  - ③ 管轄（どの国の裁判所に訴訟を起すことができるか）といった点にも注意を要する。

### 支払方法についての確認

- ① その金額
- ② 支払期日
- ③ 通貨等（例えば、円建て、ドル建て）
- ④ 送金・為替手数料をどちらが負担するかが明示されているか。
- 例えば、特に支払いに関しては、可能な限り対価を受け取るタイミングを前倒しするなどの対応も大事となる。また、ロイヤリティの支払いが、売上に応じたものなのか、利益に応じたものなのかといった点や、その数値を確認する方法等、支払方法をめぐる点については、明確性を確保したい。

### 準拠法や管轄について

- 例えば、フランスの企業と契約を結ぶ場合、その契約解釈をめぐる争いになったとき、日本の法律とフランスの法律のどちらに照らして判断するかを定めるのが「準拠法」に関する条項であり、これが規定される場合がある。
- また、どこの国の裁判所で争うかを定める「管轄」についても規定される場合がある。

### 【例文】日本法を準拠法とする場合の条項

#### ○ GOVERNING LAW

This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan.

# 13-04 下請法とは

## 13-04 下請法とは

- 下請法とは、例えばデザインの提供を内容とする契約について、デザイナーに不当に不利な契約とならないよう、規制するルールである。
- したがって、デザイナーは企業との契約をする場合、下請法に違反する契約でないかという点に注意する必要がある。

### 下請法によるデザイン制作契約の規制

- 例えば、企業からデザイナー個人で引き受けたデザイン制作契約において、デザイナーが不当に不利な立場に置かれないように、様々な規制を及ぼしているのが、下請法（デザインの委託契約は、下請法の規制の及ぶ「情報成果物作成委託」に該当し得る）。
- 委託者である親事業者には、例えば、重要事項の書面交付義務や、納品後60日以内の代金支払期日を定める義務が課され、（デザイナーに責任のない場合）納品デザインの受領拒否や下請代金の減額（値引き）等が禁止される。